

大井・宿根地区協働のまちづくり協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、大井・宿根地区協働のまちづくり協議会という。

(目的)

第2条 この会は、地域住民、自治会、市民活動団体、NPO法人、企業、学校、公民館、行政等が連携し、得意分野を活かしながら、大井・宿根地区らしい住みよい地域づくりを推進していくことを目的とする。

(事業)

第3条 この会は、第2条の目的を達成するために、次の事項について協議し、その事業を推進する。

- (1) 安心・安全に関すること
- (2) 環境に関すること
- (3) ふれあいに関すること
- (4) 文化に関すること
- (5) その他地域福祉及び振興に関すること

第2章 会員

(会員)

第4条 この会の会員は大井・宿根地区内に住所を有する住民及びこの会の活動に係る機関・団体とする。

第3章 役員、代議員及び推進代議員

(役員)

第5条 この会に次の役員をおく。

会長	1名
副会長	1名
事務局長	1名
部会長	4名
副部会長	4名
部会主事	4名
会計	1名
監査	2名

(代議員及び推進代議員)

第6条 この会の運営に係り、代議員及び推進代議員は必要な人数を置く。

- 2 代議員は、自治会の会長、副会長及びこの会の活動に協力する機関・団体の代表者及び推薦された者とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、会長・副会長が推薦した者は推進代議員となることができる。

(役員を選出)

第7条 会長、副会長、事務局長、部会長、副部会長、部会主事、会計、監査は、会員の中から立候補及び推薦によって選出し、代議員会において決議する。

(役員、代議員及び推進代議員の任務)

第8条 役員、代議員及び推進代議員の任務は次のとおりとする。

- 1 会長はこの会を代表し会を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が不在の場合は、その職務を代行する。
- 3 部会長は、各部会を代表し、各部会の総括及び必要に応じ会長・副会長との調整をする。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長が不在の場合は、その職務を代行する。
- 5 部会主事は、部会の事務を行う。
- 6 事務局長は、この会の事務を行う。
- 7 会計は、この会の会計事務を行う。
- 8 監査は、この会の会計監査を行う。
- 9 代議員は、会員を代表し、基本事項・重要事項を審議する。
- 10 推進代議員は、得意分野を活かし、事業を推進するとともに、組織の円滑な運営に協力する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員によって就任した役員任期は、それぞれ前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、任期満了又は辞任後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 4 機関、団体の代表者として役員に就任した者が、その職を辞したときは、後任者がこれに代わるものとする。

第4章 会議

(会議の種類)

第10条 この会の会議は、代議員会、役員会、部会とする。

(会議の構成)

第11条 代議員会は、役員、代議員及び推進代議員をもって構成する。

2 役員会は、会長、副会長、事務局長、部会長、副部会長、部会主事、会計をもって構成する。

3 部会は、部会長、副部会長、部会主事、部会に属する会員をもって構成する。

(代議員会及び役員会)

第12条 代議員会は次の事項について議決する。

- (1) 規約の変更に関すること。
- (2) 事業計画及び収支予算並びにその変更に関すること。
- (3) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (4) 役員の任又は解任に関すること。
- (5) 部会の設置及び廃止に関すること。
- (6) その他運営に関する重要事項に関すること。

2 役員会は次の事項について議決する。

- (1) 代議員会で議決した事項の執行に関すること
- (2) 代議員会に付議すべき事項に関すること。
- (3) 代議員の入会・脱退に関すること。
- (4) その他代議員会の議決を要しない会務の執行に関すること。

3 第1項に定める事項につき、急を要するものについては、役員会で議決のうえ執行し、会長は、これを代議員会において報告し、その承認を求めなければならない。

(部会)

第13条 部会は4部会とし、部員をもって構成する。4部会とは、安心・安全部会、環境部会、ふれあい部会、文化部会とする。

(部会の任務)

第14条 部会は次の任務を行う。

- 1 第2条に規定する本会の目的に沿った事業を実施する。
- 2 事業計画及び収支予算案を立案し、役員会に提出する。
- 3 事業計画に基づき具体的な実施方法を研究・協議し、これを実施する。
- 4 事業報告及び収支決算を役員会に提出する。
- 5 会長、副会長及び事務局長は必要に応じ、各部会に出席又は活動に参加することができる。

(招集)

第15条 代議員会及び役員会は、会長が招集する。

2 部会は部会長が招集する。

(議長)

第16条 代議員会及び役員会の議長は、会長とする。

2 部会の議長は、部会長とする。

(定足数)

第17条 会議は、代議員会においては代議員の、役員会においては役員の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(議決)

第18条 代議員会及び役員会の議事は、出席した人の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第19条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない代議員及び役員は、議事について書面をもって、表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第17条の規定する定足数について、会議に出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 会議の議事については、議事録を作成する。

第5章 会計

(会計)

第21条 本会の経費は、会費、団体負担金、助成金、寄付金等をもって充てる。

2 会費は、代議員会において決定する。

(事業年度)

第22条 この会の事業年度は、毎年4月1日から、翌年の3月31日とする。

第6章 雑則

(細則)

第23条 この規約の施行に必要な細則は、役員会の議決を経て、代議員会に報告し、承認を得る。

附 則

この会の規約は、この会の成立の日から施行する。